

税務・会計便り

～確定申告忘れ 還付期限は翌年から5年間～

様々な事情で、どうしても還付のための申告が期限内にできなかったということもあるかと思います。そんな人のために税法では『還付申告』という制度があります。

還付申告するケースとして…



《還付申告する際の注意点》

👉 申告期限

確定申告期限とは関係なく、**その年の翌年1月1日から5年間**所得税の確定申告期間は原則として2月16日から3月15日まで（年により閉庁日の関係等で異なることがある）なので、**混同しないように注意してください。**

【例えば2021年分なら】

2027年3月15日ではなく、2026年12月31日までとなります。

👉 申告するタイミング



翌年から5年間も期限が先であれば、わざわざ込み合う3月15日までに申告する必要はないのでは？

確定申告は6月から納付する住民税の計算に影響することから、時間の経過によっては本来享受できるメリットを失う可能性があります。年末調整で所得額が多くなったが、医療費控除を行えば少額になるという場合に、還付申告を遅らせると、住民税は高額のままになってしまうのです。

さらに自治体の公的サービスの多くは、住民税の計算のベースである所得額を元に判断されるため、生活の様々な面に影響を及ぼす可能性もあるのです。

